

# 北茨城市特定事業主行動計画

(次世代育成支援行動計画)

令和2年度～令和6年度



北 茨 城 市 長  
北茨城市議会議長  
北茨城市教育委員会  
北茨城市代表監査委員  
北茨城市農業委員会  
北 茨 城 市 消 防 長  
北茨城市民病院事業管理者

## I はじめに

わが国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育てられる環境の整備に国、地方公共団体、事業主など、様々な主体が社会を挙げて取り組むため、次世代育成支援対策推進法が成立しました。同法では、国の各府省や地方公共団体を「特定事業主」と定め、それらの職員の子どもたちの健やかな育成のための計画（特定事業主行動計画）を策定することとなっています。

高齢化の進行や経済の停滞などの社会経済状況下において、行政に対する市民のニーズは多様化、高度化してきており、厳しい財政状況等のなか、限られた人員でこれに添えていくことは決して容易なことではありません。

しかし、このようななかであっても、職員が父親として、母親として子育てをしていくことができるよう、職場を挙げて支援していくための施策の方向性や目標をここに定めることとしました。男性も、女性も、子どものいる人も、いない人も、職員一人ひとりがこの計画の内容を自分自身に関わることと捉え、お互いに助け合っていくことで、より良い職場環境が築かれ、ひいては他の事業主の先導的な役割を担うことを願うものであります。

## II 計画期間

次世代育成支援対策推進法は平成17年度から令和6年度までの時限法ですが、本行動計画は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間を計画期間とします。

（次世代育成支援対策推進法は、平成17年度から平成26年度までの時限立法でしたが、平成26年4月に法改正され、その有効期限が10年間延長されました。）

## III 計画の推進

人事担当部署において、行動計画の内容を変更すべき著しい社会経済情勢等の変化があった場合には、見直し時期の到来を待つことなく、計画を見直していくこととします。



## IV 具体的な内容

### 1 職員の勤務環境に関するもの

#### (1) 妊娠中及び出産後における配慮

妊娠中及び出産後を通じて母子の健康を適切に確保するため、次の取り組みを実施し、職場全体で母性保護及び母性健康管理に配慮する。

- ① 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知徹底を図る。
- ② 出産費用の給付等の経済的支援措置について周知徹底を図る。
- ③ 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行う。

#### (2) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

##### ア 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業制度を取得しやすい雰囲気醸成

- ① 育児休業等の取得の申し出があった場合、当該部署において業務分担の見直しを行う。

##### イ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

- ① 育児休業から復職した職員にとって、復職時は仕事と子育ての両立のための最も大切な時期であることから、業務分担等についてよく検討し、職場全体でのサポート体制を確立する。

#### (3) 男性職員の育児休業取得の促進

- ① 男性職員の育児休業取得を促進する。
- ② 男性職員の配偶者出産休暇取得率の100%を維持するとともに、育児参加のための休暇の取得を促し、休暇制度について、イントラネット等を活用し、職員への周知を徹底する。

以上のような取り組みを通じて、  
令和6年度までに

☆女性職員の育児休業取得率の100%を維持するとともに、  
男性職員の育児休業取得者を1人以上とする

☆男性職員の配偶者出産休暇取得率の100%を維持するとともに、  
育児参加のための休暇の取得率を30%以上とする。

#### (4) 超過勤務の縮減

超過勤務の縮減は、子育て中の職員はもとより、すべての職員に共通した課題であるが、特に子育て支援の観点から、超過勤務の縮減は不可欠である。

##### ア 育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の周知

- ① 小学校就学の始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について周知徹底を図る。

##### イ ノー残業デーの徹底

- ① 毎週月曜日と水曜日のノー残業デーについて館内放送等により周知徹底を図り、幹部職員が率先して定時退庁を実践する。
- ② 超過勤務時間が多い部署については、人事担当部署が把握し、管理職員への指導の徹底を図る。

##### ウ 業務の簡素合理化の推進

- ① 新たに行事等を実施する場合には、目的、効果、必要性等について十分検討のうえ実施し、併せて、既存の行事等との関係を整理し、代替的に廃止できるものは廃止する。
- ② 会議や打ち合わせについては、極力電子メールや電子掲示板を活用し、また、会議等を行う場合でも、資料の事前配布等により、短時間で効率よく行うようにする。
- ③ 定例・恒常的業務に係る事務処理のマニュアル化を図る。
- ④ 職員一人ひとりが問題意識を持ち、効率的な業務の遂行を心掛ける。



## (5) 休暇の取得の促進

### ア 年次休暇の取得の促進

- ① 所属長は、部下の年次休暇の取得状況を把握し、計画的な年次休暇の取得を指導する。
- ② 所属長は、所属部署の年間業務計画等を部下に周知することにより、職員の計画的な年次休暇の取得促進を図る。
- ③ 所属長は、安心して職員が年次休暇の取得ができるよう、事務処理において相互応援ができる体制を整備する。
- ④ 職員一人ひとりが、年次休暇を取得しやすい雰囲気づくりを心掛ける。

### イ 連続休暇等の取得促進

所属長及び職員は、業務の効率化を図り、次のような時に特別休暇や年次休暇を積極的に取得できるよう、その促進を図る。

- ① 月曜日や金曜日と休日を組み合わせて年次休暇を取得する「ハッピーマンデー」、「ハッピーフライデー」の促進。
- ② 国民の祝日や夏季休暇とあわせた年次休暇の取得。
- ③ 入学式、卒業式、授業参観、運動会などの学校行事やPTA活動に参加するための年次休暇の取得。
- ④ 子どもの予防接種実施日や健康診査のための年次休暇の取得。
- ⑤ 職員や家族の誕生日、結婚記念日等のための年次休暇の取得。

### ウ 子どもの看護を行うための特別休暇の取得の促進

- ① 中学校就学始期に達するまでの子どもの看護を行うための特別休暇を周知する。
- ② 女性職員、男性職員ともに、子どもの看護を行うための特別休暇の取得を希望する場合には、100%取得できる雰囲気の醸成を図る。

## 2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

### (1) 子育てバリアフリー

- ① 妊婦や子ども連れの来庁者の視点で、利用しやすい施設環境の整備に努める。
- ② 子どもを連れた人が気兼ねなく来庁できるよう、親切な応接対応等のソフト面でのバリアフリーの取組みを推進する。

### (2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

#### ア 子どもの体験活動等の支援

- ① 子どもが参加するスポーツや文化活動、学習会などの行事において職員は機会を捉えて積極的に参加する。

## V おわりに

この計画を実施することによって、北茨城市職員が「みんなで支えあう育児」の重要性を強く認識し、その結果、地域社会においても、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育てられる環境をつくることに今まで以上に貢献できるようになることを期待するものであります。

